

# 商標登録ハンドブック (ブラジル編)

～御社の商標は大丈夫ですか？～



2017年3月

【発行人】

JETRO サンパウロ事務所 知的財産権部  
(特許庁委託事業)



## 1. はじめに

2億人の人口を抱えるブラジルは、日本国外にある最大の日系人コミュニティを擁する国です。ブラジル市場は、常に日本企業の特別の関心の対象であり、50年代以降からブラジルに根を張る企業も少なくありません。直近の10年間において、ブラジルは、著しい経済成長を理由として、広範な国際的投資の的でした。今日、ブラジルは、行政と法令の現代化を図ることで、経済成長の回復を目指す構造改革の真っ只中にあります。

このような背景の中、新規の日本企業が、年々、ブラジルにおける会社設立を模索するのはごく自然なことといえます。例えば、ブラジル日本商工会議所の会員企業数は1970年代から約200%増加し、2015年には334社という過去最高の会員数を記録しました。

ブラジル国内において、日本・ブラジル両企業向けに種々の調査研究や支援活動を行う商工会議所が存在していること自体が、すでに物事を円滑化するファクターです。ブラジル国内で事業展開を図る日本の事業者向けに、公的機関との対話や、法的状況、ブラジル市場の様々な側面からの理解を容易にするための支援の仕組みが整っています。

日本企業設立の際に生じるあらゆる懸念事項や対応策の中で、見過ごされることがあるテーマの一つとして、ブラジルにおける知的財産権の保護が挙げられます。このハンドブックは、ブラジルにおける商標登録制度、当地で設立される企業の商標権が保護されることの重要性について簡潔にまとめ、日本の企業家や投資家の皆様のご理解の一助として頂くことを目的としています。



## 2. ブラジルにおける商標登録の取得の重要性

日本企業は、すでに日本国内で、自社の製品やサービスを識別するために商標（社名、商品名、サービス名、ロゴマーク等）を使用していることが多いと思います。ブラジル国内での会社の設立、事業開始前であっても、その商標をブラジルでも保護しようとすることは重要です。通常、日本企業の本社は、自社を権利者としてブラジルで商標登録を申請し、後日、ブラジルの（日本企業）子会社にライセンスを付与することが一般的です。このように、日本企業の本社が自らの財産としてブラジル国内で商標権を取得することで、ブラジルの子会社が事業を開始する前からその商標を保護することができます。

ある日本企業がブラジルで事業を開始したいものの、自社で使用する商標の登録を完全になおざりにしているケースを想像してみてください。この企業は、弁護士、会計士に資金を使い、各種許可を取得し、従業員を雇用し、工場又は事務所を開設し、晴れて事業を開始します。ところが、最初の商品販売、または最初のサービスを提供する時になって、ブラジルで事業を行う（自社とは関係のない）同業他社が長年にわたり、その商標と同日又は類似する商標を使用し、かつ、その商標権を取得していることが判明します。

この場合、その企業は、商品名や社名まで変更しなければなりません。それが世界中で自社のブランドマークとして統一的に使用している商標の場合、ブラジル国内のみが当該他社の商標権のために自社のブランドマークを使用することができないことにもつながります。いずれにしても、このような事態は、自社が使用する商標に関する調査・準備をきちんと行っていけば防ぐことができるものです。

企業には、ブラジルへ進出する前に、その国の商標分野の専門家に商標の保護について相談することをお勧めします。相談事項としては、ブラジルで使用する予定のある会社名や主要な商品及びサービスの名前が、ブラジル国内で商標登録できるかどうかです。子会社の設立前であっても、日本の本社を権利者とする商標（少なくとも、ブラジル国内で使用することが確実な商標）を登録することが推奨されます。

### コラム 1

#### 企業がブラジルにおける商標登録を行わなかったために、その事業に損害が生じたケース

世界的に知られる日本のエンターテインメント業界の企業は、ブラジル進出の準備を進める中で、複数の自社商標がブラジルで第三者により商標登録されていること及びこの第三者により自社のキャラクターの著作権登録がされていたことが判明しました。すなわち、この企業は、自社で開発したキャラクターの権利（商標権及び著作権）が第三者に占有されていたことを知らなかったということです。この企業が取れた法的手段は限られており、実質的には、商標権の取得及び著作権の回復をこの第三者と交渉するしか選択肢がありませんでした。

数ヶ月にもわたる交渉の末、この第三者はその商標の譲渡と、著作権の放棄に同意し、結果としてこの企業は商標権・著作権を取り戻すことができました。しかし、本来は自社で保有されるべき

権利を取り戻し、確保するために、多額の解決金を払わなければなりませんでした。

この事例から、外国への進出の際には、事前に自社の商標の登録を確保し、それを適切に維持することがいかに重要であるかが分かります。

世界は密接に結びついており、ブラジルに進出していない外国企業の情報を簡単に入手できるため、ブラジル国内で商標登録がされていない日本のグローバル企業の商標を、先にブラジル国内で登録しようとする第三者がいつ現れてもおかしくはありません。

そのため、既にグローバル展開している日本企業、あるいはブラジルへの進出を図る日本企業にとって、ブラジルにおける商標権の確保は、ブラジル進出を決定する前から視野に入れることは必須といえます。

## 2.1 ブラジルの商標制度について

ブラジルは、商標権等について規定する「工業所有権の保護に関するパリ条約」及び「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）」を批准しており、ブラジルの商標登録・保護制度は、この分野における主要な傾向や規則化の流れに従っています。

ブラジルで適用される、商標権に関する主要な規則の一つに、商標の国際分類を定める「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」が挙げられます。商標を使用する商品又はサービスは、その種類に応じて、45 の区分に分けられています。

第 1 類から第 34 類は、商標を使用する「商品」を、第 35 類から第 45 類は、商標を使用する「サービス」を対象としています。

例えば、ある企業が紙のカレンダーを販売する場合、この商品は、国際分類の第 16 類に属するため、この区分において「指定商品」として商品「カレンダー」を指定し、商標の登録をしなければなりません。

また、ある企業が銀行業の部門でサービスを提供している場合、銀行業の役務は、国際分類の第 36 類に属するため、この区分を「指定役務」として役務「銀行業」を指定し、商標登録をする必要があります。

全ての商品又はサービスは、45 の国際分類のいずれかに属し、企業は自社の商標をどの区分のどの商品又はサービスにおいて登録するかについて、事業活動の内容に照らして決定することになります。その事業活動の特性に応じて、複数の国際分類、複数の指定商品又は指定役務における商標登録を検討する必要性も出てくるでしょう。

なお、ある商品又はサービスにおいて、ある商標が登録されていた場合、その商標と同じ商標の登録がすべて禁止されるものではありません。登録商標の権利範囲（同じ商標の登録を禁止する範囲）は、実際の商標を使用する商品又はサービスの実情を踏まえて判断されます。

この事例として商標「CONTINENTAL」が挙げられます。この商標は全く別の 2 つの企業（一方は家電セクターの企業、他方はタイヤの製造・販売の企業）が商標登録を行い、それぞれがその市場で使用しています。

商標は同じ「CONTINENTAL」ですが（両社が異なるロゴを使用しているということは、ここでは考慮しません）、家電セクターの企業の「CONTINENTAL」を家電売場で見たときに、その需要者は、タイヤの製造・販売の企業の方を想起することは通常ないため（商品又は役務の出所の混同のおそれがない）、このような場合には、別の企業による同一商標の商標登録が許容されます。

### コラム 2

#### ブラジルにおける著名商標・周知商標の保護について

ブラジルでは、通常の商標より強い保護を受ける 2 種類の商標があります。1 つ目は**著名商標**です。著名商標は、一般の人々の間で非常によく知られている商標で、上記で紹介した「CONTINENTAL」商標の場合と異なり、事業分野が異なる場合でも、その著名商標の商標権者の企業以外の全ての企業が、著名商標と同一の商標を持つことができません。

従って、著名商標は、それが主に使用されている経済セクターとは全く異なる部門である場合でも、それと同一又は類似商標の登録を禁止することができます。

ブラジルで著名商標を登録したい企業は、ブラジル産業財産庁に対し、その著名性の承認を求める手続を行う必要があります。この特別手続は、平均

して2年から3年を要します。承認されると、著名商標として10年間にわたり保護され、期間終了時には新たな承認手続を経なければなりません。ブラジルにおいてその著名性が承認された日本企業の商標の例としては、「PLAYSTATION」、「TOYOTA」、「HONDA」が挙げられます。現在有効の著名商標のリストはINPIのサイトでご覧になれます。

特別な保護を受けるもう一つの商標に、**周知商標**があります。この保護についてはパリ条約が定めており、1996年連邦法第9.279号により国内法化されています。同法律は、ある商標権者が未だブラジルで登録されていない、広く知られる商標を有している場合、この商標権者はブラジルで同商標の登録を行おうとする第三者に異議申立てをすることができると規定しています。

異議申立てを行うための条件として、この商標権

者は、商標を“盗もうとする”第三者の意図を認識した時に、異議申立ての手続とは別に、商標登録出願をする必要があると理解されています。

周知商標は、著名商標とは異なり、特定の経済活動の範囲内での保護を保証するのみです。例えば日本で、自動車市場において広く知られている商標があるとします。この商標を有する企業は、商品「自動車」を対象とする出願に対して、異議申立てをすることはできますが、自動車と関係のない商品「農業肥料」を対象に出願される同一商標には、何ら異議申立てをすることができません。

したがって、海外で広く知られる商標を第三者が、ブラジル国内において、その商標権者よりも先に商標登録しようとする場合でも、その登録を阻止する手立てはあるということです。

上記の原則があることも考慮すると、ブラジルで事業を行うためには、商標に関する事前の調査・準備が非常に重要であることがより明確になります。ブラジルにおいては、年間で約20万件の商標登録出願が行われており、このうちの約3千件が日本企業によるものです。すなわち、日本企業はブラジル産業財産庁（以下、INPI）に対し商標登録を出願する外国企業の中でも、非常に多くの出願をしているということです。例えば2016年は、米国企業（1万6千件）とドイツ企業（5千件）には劣ったものの、フランス企業とはほぼ同等の出願数でした。

それでは次に、ブラジルにおける会社の商標登録の実現可能性について、事前に分析をするための方法をご紹介します。

### 3. ブラジルにおける商標登録の事前準備

まず、ブラジルで使用しようとする商標のリストアップから始めます。その企業の活動分野に該当する区分において、企業の社名・ロゴ、そして、ブラジルで使用する主要商品の商品名・ロゴの登録を行うのが一般的です。ブラジルにおける自社商品の商品名が未定の場合、マーケティング部門などの担当者に、商品のネーミングに当たってはブラジルにおける商標登録の実現可能性を視野に入れるように指示すると良いでしょう。

使用予定の商標のリストが既にある場合は、ブラジルにおけるこれらの商標の**先願調査**を、知的財産権の専門家に依頼することが望ましいです。INPIのデータベースにアクセスし、調査を行うことは誰でもできますが、商標登録の実現可能性に関する見解を、根拠を持って企業に提供できるのは知的財産権の専門家だけです。専門家は、企業が行う基本的な検索結果以外の、より広範な事柄を視野に入れた検討を行うため、このようなサービスの経験が豊富な専門家のサポートがあれば、商標登録出願の不成功のリスクは最小限に抑えることができます。

通常、専門家への相談、サポート依頼にはコストがかかりますが、その分商標に関する計画・準備の確実性は高まります。

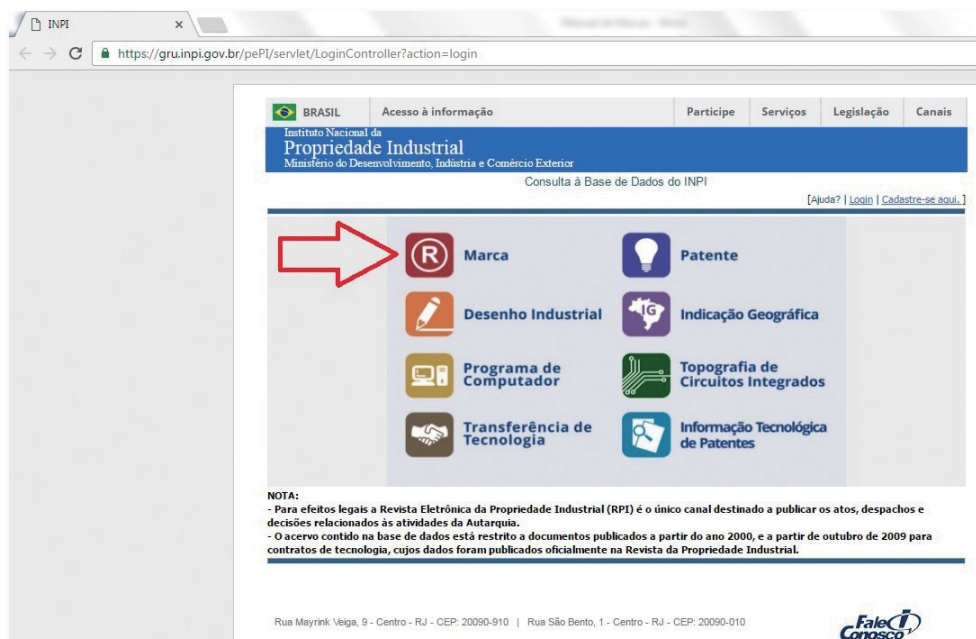
それはさておき、INPI のデータベースにアクセスし、商標登録の実現可能性を大まかに把握することは可能です。その方法は以下の通りです。

1. INPI のウェブサイト (<http://www.inpi.gov.br>) にアクセスします（ポルトガル語のみ）。以下、実際に現れる画面を画像で示します（サイトは今後変更される可能性があります）。

画面右側の「Faça uma busca」をクリックします。



2. 「Marca [商標]」をクリックします。



3. 次に、以下の画面が現れます。ここでは、商標登録番号で商標検索をすることが可能ですが、おそらく、商標登録番号ではなく商標名で検索をしたいという方が多いと思います。商標名で検索するには、「Marca」をクリックします。

BRASIL Acesso à informação "Marca" をクリックして商標名の検索にアクセスします Participe Serviços Legislação Canais

Instituto Nacional da Propriedade Industrial Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior

Consulta à Base de Dados do INPI [Início | Ajuda? | Login | Cadastre-se aqui.]

» Consultar por: **Base Marcas** | Pesquisa Básica | Marca | Titular | Cód. Figura | Finalizar Sessão

Formeja abaixo as chaves de pesquisa desejadas.

Nº do Processo: [?] [?]

ou Nº Guia de Recolhimento da União - GRU: [?]

ou Nº do Protocolo: [?]

[pesquisar] [limpar]

Rua Mayrink Veiga, 9 - Centro - RJ - CEP: 20090-910 | Rua São Bento, 1 - Centro - RJ - CEP: 20090-010

Fale Conosco

4. このページで、「Marca」の右空白部分に検索したい商標を入力します。「Exata」というオプションを選ぶと、「Marca」欄に入力された文字にそのまま一致するものの検索結果のみが出てきます。「radical」を選ぶと、「Marca」欄に入力された文字を含む検索結果（入力された文字より長いもの又は類似のものも）が示されます。「Classificação de Nice - NCL」の部分に国際分類の数字を入力すると、その分類に絞った検索が可能となります。この欄を空白にすると、全ての分類を対象に検索が行われます。

BRASIL Acesso à informação Participe Serviços Legislação Canais

Instituto Nacional da Propriedade Industrial Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior

Consulta à Base de Dados do INPI [Início | Ajuda? | Login | Cadastre-se aqui.]

» Consultar por: **Base Marcas** | Pesquisa Básica | **Marca** | Titular | Cód. Figura | Finalizar Sessão

Formeja abaixo as chaves de pesquisa desejadas. Utilize a Pesquisa Avançada para criar consultas específicas. Evite o uso de frases ou palavras genéricas.

Tipo de Pesquisa:  Exata  Radical [?]

Marca: [?]

Classificação de Nice - NCL: [?] « Classificação de Nice »

Nº de Processos por Página: 20 ▼

[pesquisar] [limpar]

Rua Mayrink Veiga, 9 - Centro - RJ - CEP: 20090-910 | Rua São Bento, 1 - Centro - RJ - CEP: 20090-010

Fale Conosco

5. それでは、実際に検索してみましょう。例えば、日本電器メーカーがブラジルに進出し、「SHINOHARA」という名前のブランドのテレビの販売を検討していると仮定します。「Marca」に「SHINOHARA」と入力し、「radical」を選択します。そうすると、例えば、「SHINOHARA TV」というような他の商標が検索結果として出てくる可能性があります。テレビを含む国際分類を入力して検索もできますが、ここでは、会社の社名である「SHINOHARA」という文字を含む、ブラジルに存在する全ての商標について把握したいため、国際分類は指定しません。

BRASIL | Acesso à informação | Participe | Serviços | Legislação | Canais

Instituto Nacional da Propriedade Industrial  
Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior

Consulta à Base de Dados do INPI [Início | Ajuda? | Login | Cadastre-se aqui.]

» Consultar por: **Base Marcas** | Pesquisa Básica | **Marca** | Titular | Cód. Figura | Finalizar Sessão

Forneça abaixo as chaves de pesquisa desejadas. Utilize a Pesquisa Avançada para criar consultas específicas. Evite o uso de frases ou palavras genéricas.

Tipo de Pesquisa:  Exata  Radical ?

Marca: shinohara ?

Classificação de Nice - NCL:  « Classificação de Nice »

Nº de Processos por Página: 20 ▼

pesquisar » | limpar

Rua Mayrink Veiga, 9 - Centro - RJ - CEP: 20090-910 | Rua São Bento, 1 - Centro - RJ - CEP: 20090-010

Fale conosco

6. すると、以下4件の検索結果が表示されました。このうちの3件はSUPERMERCADO SHINOHARA LTDA社の商標ですが、すでにこれらの商標登録の効力は消滅しています。現在有効な商標は「SHINOHARA 1919」というものです。この商標は国際分類の第7類（機械、原動機、及びその他類似品）において登録されています。『Titular』というフィールドは『商標権者』を指し、『Marca』というフィールドは『商標』の文字部分です。商標のステータスを確認する場合は、左側のフィールド『Numero』（手続番号）をクリックして下さい。商標にロゴがありましたら、ステータスページでそのロゴを確認することが可能です。

BRASIL | Acesso à informação | Participe | Serviços | Legislação | Canais

Instituto Nacional da Propriedade Industrial  
Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior

Consulta à Base de Dados do INPI [Início | Ajuda?]

» Consultar por: Pesquisa Básica | Marca | Titular | Cód. Figura

**RESULTADO DA PESQUISA** (20/12/2016 às 17:24:41)  
Marca: "shinohara"  
Foram encontrados 4 processos que satisfazem à pesquisa. Mostrando página 1 de 1.

Número	Prioridade	Marca	Situação	Titular	Classe
006641105	29/09/1976	SHINOHARA	Extinto	SUPERMERCADO SHINOHARA LTDA	29 : 99
006667147	03/11/1976	SHINOHARA	Extinto	SUPERMERCADO SHINOHARA LTDA	30 : 99
812196392	24/09/1985	SHINOHARA	Extinto	SUPERMERCADO SHINOHARA LTDA	32 : 10
840713363	21/11/2013	SHINOHARA 1919	Registro de marca em vigor	Shinohara Japan Co., Ltd.	NCL(10) 07

Páginas de Resultados: 1

Rua Mayrink Veiga, 9 - Centro - RJ - CEP: 20090-910 | Rua São Bento, 1 - Centro - RJ - CEP: 20090-010

Fale conosco



Consulta à Base de Dados do INPI

[ Início | Ajuda? ]  
Anterior 4/4

» Consultar por: No.Processo | Marca | Titular | Cód. Figura ]


---

Marca

商標/手続き番号

Nº do Processo: **840713363**

商標の図形部分



**商標の文字部分**

Titular: Shinohara Japan Co., Ltd.  
Marca: SHINOHARA 1919  
Procurador: Bhering Advogados ( nome anterior Bhering Assessoria S/C Ltda.)

**出願日** Data do Depósito: 21/11/2013  
**登録日** Data da Concessão: 02/08/2016

Situação: Registro de marca em vigor  
Vigência: 02/08/2026

Apresentação: Mista  
国際分類 Classe Nice: NCL(10) 07  
Natureza: De Produto  
Especificação: Prensa de impressão alimentada por folhas.

**商標権利者**

権利者の代理人情報 (弁護士等)

**更新期限情報 (期限開始日/期限終了日)**

Prazos para a Prorrogação  
Início do Prazo Ordinário: 03/08/2025  
Fim do Prazo Ordinário: 02/08/2026  
Início do Prazo Extraordinário: 03/08/2026  
Fim do Prazo Extraordinário: 02/02/2027

【Extraordinário】は『延長済みの期限』となります。この期間内に商標の更新は可能ですが、追加の公的手数料が発生します。 CFE(4):27.5.1

**指定商品 (商標の適用範囲)**

Petições 2 手続きに提出された願書情報							
Pgo	Protocolo	Data	Img	Serviço	Cliente	Delivery	Data
✓	800160187013	04/07/2016	-	372	Shinohara Japan Co., Ltd.		-
✓	850130242522	12/12/2013	-	381	Shinohara Japan Co., Ltd.		-
✓	020130088776	21/11/2013	-	389	Shinohara Japan Co., Ltd.		-

Publicações 2 本手続きに関する公告			
RPI	Data RPI	Despacho	Complemento do Despacho
2378	02/08/2016	Concessão de registro	

7. こうしてみると、テレビを指定商品とした「SHINOHARA」の商標登録を阻止するような商標は無いようです。しかし、例えば仮に、テレビを指定商品とする「SHIBAHARA」という登録商標があるとすればどうでしょうか？「SHIBATA」という商標が存在していたら？ これら商標は、「SHINOHARA」という商標登録の支障となる可能性があるのでしょうか？こういった疑問が出てくるのは確実です。専門家に先願調査を依頼する場合は、あらゆる条件を考慮した上での商標登録出願の成功の可能性についての見解を得ることができるため、このサイトの検索結果はあくまで参考程度にとらえた方が良いでしょう。

8. また、ある特定の企業が INPI に出願した商標を検索することも可能です。例えば、競合他社がブラジルで登録している商標について調査したい場合、このデータベースを活用できます。SHINOHARA の主要な競合他社として「KITAMURA」というメーカーが存在し、2003 年からブラジルに進出しているとしましょう。この会社がブラジルで登録した商標を調べてみることにします。

9. 先ほどのページに戻り、「Marca」の右にある「Titular」をクリックします。

The screenshot shows the INPI website search interface. At the top, there is a navigation bar with 'BRASIL', 'Acesso à informação', 'Participe', 'Serviços', 'Legislação', and 'Canais'. Below this is the header for 'Instituto Nacional da Propriedade Industrial' and 'Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior'. The main heading is 'Consulta à Base de Dados do INPI'. There are links for '[ Início | Ajuda? | Login | Cadastre-se aqui. ]'. The search criteria are set to 'Base Marcas' and 'Pesquisa Básica'. The 'Marca' tab is selected, and a red arrow points to the 'Titular' tab. Below the search criteria, there is a section for 'Fomeça abaixo as chaves de pesquisa desejadas. Utilize a Pesquisa Avançada para criar consultas específicas. Evite o uso de frases ou palavras genéricas.' The search type is set to 'Exata'. There is a text input field for 'Marca:' and a dropdown for 'Classificação de Nice - NCL:'. The number of processes per page is set to 20. There are 'pesquisar' and 'limpar' buttons. At the bottom, there is contact information for Rua Mayrink Veiga and Rua São Bento, and the 'Fale Conosco' logo.

10. ページが表示されたら、「Nome」の右横の空白部分に、検索したい企業の社名の主要な部分を入力すれば OK です。

The screenshot shows the INPI website search interface. At the top, there is a navigation bar with 'BRASIL', 'Acesso à informação', 'Participe', 'Serviços', 'Legislação', and 'Canais'. Below this is the header for 'Instituto Nacional da Propriedade Industrial' and 'Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior'. The main heading is 'Consulta à Base de Dados do INPI'. There are links for '[ Início | Ajuda? | Login | Cadastre-se aqui. ]'. The search criteria are set to 'Base Marcas' and 'Pesquisa Básica'. The 'Titular' tab is selected. Below the search criteria, there is a section for 'Fomeça abaixo as chaves de pesquisa desejadas. A pesquisa deve ser feita pelo CNPJ/CPF ou pelo Nome do Titular.' There is a text input field for 'CNPJ/CPF:' and a text input field for 'Nome:' with the value 'kitamura'. The number of processes per page is set to 20. There are 'pesquisar' and 'limpar' buttons. At the bottom, there is contact information for Rua Mayrink Veiga and Rua São Bento, and the 'Fale Conosco' logo.

### 3.1 第三者の登録商標に対して取りうる対抗的措置

商標登録の準備段階で、登録したい商標がすでに登録されていることが判明したとします。この第三者の商標が実際に使用されていて、且つ悪意ある(不正目的の)出願でない場合は、対抗は難しくなります。しかし、場合によっては次の手段を取ることができます。

- (a) 審査中の商標登録の阻止を試みる。
- (b) 最近登録が完了した商標を無効にする。
- (c) 5年以上前に登録されたが、正当な理由なく使用されなかった、あるいは現在使用されていない商標登録を取り消す。
- (d) 5年以上前に登録・使用されているが、日本企業がすでに日本で登録している商標を明らかに模倣しているものを無効とする。

以上4つの措置について、それぞれ簡単に説明します。

#### (a) 審査中の商標登録の阻止を試みる。

先ほど例に挙げたテレビのメーカー「SHINOHARA」(以下、SHINOHARA社)がブラジルに進出したとします。この会社がブラジルでテレビの販売を開始した3カ月後に、同社と関係のない他会社が、テレビを指定商品として「SHINOHARA」という商標を登録しようとしていることが判明したとします。

SHINOHARA社が、商標「SHINOHARA」の登録をすでにINPIに出願していた場合は、この他社の出願に対して「異議申立て(反対の意思表示)」と呼ばれる書類を提出します。

未だ商標登録出願をしていなかった場合は、自ら「SHINOHARA」商標の商標登録出願を行った上で、異議申立てを提示し、他社の出願以前には未出願であったものの、第三者の出願以前にこの商標を使用していたことを証明しなければなりません。何も対策を取らなければ、この第三者が「SHINOHARA」商標を登録し、SHINOHARA社は後に賠償請求、警告、訴訟提起などのトラブルに見舞われることとなります。

#### (b) 最近(180日以内に)登録が完了した商標を無効にする。

ある日本企業が登録済み又は出願済みの商標に非常に似ている、あるいは何らかの形でこれと利害が対立する商標が第三者によって出願された場合、日本企業側がこれに気がつかないことはあり得ることです。

第三者が出願した商標が日本企業が登録した商標と非常に似ている場合、INPIはこの第三者の出願を拒絶します。しかし、常にそうであるとは限らず、日本企業の商標と抵触する第三者の商標が登録されてしまう可能性もあります。

この場合、日本企業はINPIに対して第三者の商標の無効の行政手続の開始を求めることができます。ここでの主張は異議申立ての手続と似たものとなり、第三者の商標は誤って登録されたため無効とされるべき、との主張を行います。

#### (c) 5年以上前に登録されていたが、その後正当な理由なく使用されていなかった、又は、現在使用されていない商標登録を取り消す。

登録された商標が、長年にわたり市場で使用されないことは珍しくありません。この場合、その不使用を主張して、その商標の取消を求めることが可能です。専門用語ではこれを、「商標権消滅を求める手続」と呼びます。

商標は、最初の登録から5年の期間、指定した商品・サービスにおいて実際に使用しなくてはなり

ません。この5年間に商標権者の企業が商標を使用していなかった場合、この商標は、商標権消滅を求めるとしての対象となり、登録が取り消される可能性があります。しかし、この手続が開始されるのは、第三者からの申立てがある場合だけです。INPIが自発的に不使用によって商標を取り消すことはせず、また、不使用により商標登録の更新ができなくなるということもありません。

仮に登録から5年の間に商標を使用しなかった場合、商標権者が唯一できる抗弁としては、5年の間に商標を使用しなかった正当な理由（例えば、不可抗力など）を説明することです。どのような理由が「正当」とみなされるかについての決まった基準は存在せず、INPIの判断となります。

いずれにしても、商標権を持つ企業は自社の登録商標に留意し、過去5年間における商標の使用を保証する必要があり、これを怠ると商標は取消の対象となります。

- (d) 5年以上前に登録・使用されているが、日本企業が日本で登録済みの商標を明らかに模倣しているものを無効とする。

これは、インターネットがなく外国間でのコミュニケーションが困難だった時代に頻繁に起きていたことです。過去には、外国を訪れた者が、訪問先の国では著名でもブラジルでは登録されていない商標の存在を知り、第三者が有するこの商標を、自身の名義で登録することが珍しくありませんでした。

インターネットがある今日、このような件のコントロールが簡単になりましたが、それでも何者かが日本または他国の企業の商標をブラジルで登録することは不可能ではありません。商標が“不当に取得された”場合は、その第三者の悪意の証拠があるかどうかを調査する必要があります。

例えば、第三者が登録した商標が、企業が国外で使用するロゴマーク全体をコピーしていた場合等は、それが悪意の証拠となります。この場合、不正目的の商標に対する「無効確認の訴え」と呼ばれる訴訟提起の可能性を検討するため、弁護士に相談することが望ましいといえます。

商標の無効確認の訴えは、登録が付与された日から5年以内であればあらゆる商標に対して提起することが可能です。また、明示的な悪意がある場合は、パリ条約の規定を根拠として、この最大5年の期限は適用されないと主張することもできます。

### 3.2 第三者の登録商標に対して取りうる平和的解決の手段

商標関連の紛争解決には、必ずしも訴えを起こすことが望ましいわけではありません。共存契約を結ぶための交渉が可能な場合もあります。共存契約は、その類似性により新商標の登録の妨げとなり得る先行商標の権利者と直接交渉して、締結します。

共存契約では、基本的に、登録したい商標と利害が対立する商標の権利者が、両商標が市場で共存するにあたり障害はないと判断する旨を明記します。また、相手方の商標権者が、企業の商標登録出願に対する諸措置（異議申立て、無効の行政手続、無効確認の訴え）を取らないことを明確にするのが一般的です。

共存契約は商標登録出願の手続の際に提示することができますが、INPI側はこれを承認する義務はありません。ただし、出願された商標の登録可能性の審査において、共存契約の存在を肯定的要素として考慮します。

共存契約は、それぞれ権利者が異なる複数の商標の共存を目的とします。しかし、酷似している等の理由により複数の商標の共存が不可能な場合は、商標許諾（使用許可）の交渉が可能となります。ここでは、登録商標を有する権利者が、使用料の支払いにより、または無料で自身の商標の使用を承諾します。この使用料はロイヤルティと呼ばれますが、ライセンサーが日本企業（あるいは本社をブラジル国外に有する企業）であるとき、このロイヤルティ金額には制限があります。

## INPI への商標使用許諾契約登録の必要性について

ブラジル法人を有する日本企業の本社が、商標権やその他産業財産権の権利者であることは一般的です。通常、日本企業は日本の本社を商標権者として商標登録した上で、ブラジル法人と商標使用許諾契約を結びます。ブラジルに進出する日本企業は、グローバルに事業を展開していることも多く、これらの日本企業では商標をグループ内の数社（一般には日本本社）に集中させ、各国の現地法人に対して商標使用を許諾し、これによる報酬を受け取ることが一般的です。

契約の目的は、ブラジル法人による企業活動上の商標使用を正式に許可することです。また一般的に、ブラジル法人から本社への、使用許諾の対価としてのロイヤルティの支払いを規定します。

商標使用許諾契約が有償契約である場合は、ライセンシー（ブラジル法人であるか否かにかかわらず）が、ロイヤルティを通常経費として差し引いた上で、国外（例えば日本）に居住する商標権者に送金するためには、商標使用許諾契約を INPI に前もって登録することが必要です。

ただし、ブラジル法人が商標を無償で、あるいは何らの義務も負担せず使用する場合は契約を INPI に登録する必要はありません。商標の使用を証明する必要がある場合は、許諾契約を提示することで証明できます。

ブラジルの法律上、国外に所在する商標権者に支払われるロイヤルティの金額には制限がありません。ブラジル法人が本社に支払うロイヤルティの金額として、商標が使用される商標の販売またはサービス提供により得られる純収入額の 1% 相当以上を契約に規定することはできません。つまり、ブラジ

ル法人は、商標の使用により得られる純収入の 1% の金額のみを本社に送金することができます。

しかし、常にこの送金が可能なわけではありません。場合によっては制限がある場合もありますので、会社の特定の案件については専門家に相談する必要があります。

使用許諾契約は、ライセンサーである日本企業の代表権者が署名し、この署名は、日本で公証人の認証、および「ハーグ条約（認証不要条約）に基づくアポストイーユ」による日本の外務省の証明を取得する必要があります。かつてはブラジル外務省の在日公館の領事認証が必要でしたが、ブラジルは昨年からアポストイーユに関するハーグ条約の締約国となったため、日本で行われる署名の公認の手続が簡易化されました。

上記の手続を経て日本でアポストイーユが貼付された契約書をブラジルに送付した後、現地法人の代表者が署名し、文書登記所でこの署名の認証を受けます。その後、契約書の INPI への登録となりますが、登録までの審査には大体 3 ヶ月から 5 ヶ月を要します。

商標使用許諾を目的とする契約書の登録には、公的手数料として 2250 BRL（ブラジルリアル）を INPI に支払わなければなりません。この料金では、15 の商標権の使用許諾契約を登録することが可能です。この数を超える場合は INPI に追加料金を支払う必要があります。

契約書の登録後、ブラジル法人に登録証明書が郵送され、これにより日本または他国へのロイヤルティ送金が可能になります。

紛争に発展させず商標関連の問題を解決する方法として、商標の売買があります。当事者間で直接連絡を取り合い、商標権者が一定の金額で（場合によっては無料で）他者に商標を譲渡する可能性を交渉します。商標権が譲渡される場合、譲受人が商標権の移転証書を INPI に提出し、商標権移転の登録を INPI に申請します。

## 4. ブラジルにおける商標登録手続についての全般的情報

本項では、ブラジルにおける商標登録手続の各段階、概ねの所要期間を説明します。ブラジル進出を検討する日本企業の商標登録準備においては有用な情報です。

以下、商標登録手続の各ステップを簡単に説明します。

### 1) (オプション) – 先願調査

実際に出願する前に、登録したい商標と類似する、あるいは同一の他商標があるかどうかを把握するため、INPI の商標データベースで検索を行うことが望ましいでしょう。出願においてこの検索結果を出す必要はないため、このステップは必須ではありません。

**推定所要時間**：通常は1～2日（調査を行う代理人や代行業者によって変わります）。

### 2) 出願（INPI への商標登録出願）

出願する商標を決定したら、出願する区分を決定し、指定する商品・サービスの一覧を作成します。企業の代理人は、INPI に提出する出願書類を準備します。

**推定所要期間**：1日～1週間（役務を依頼する代行業者によって変わります）。

**必要書類**：委任状（INPI に対する手続を進める権限を代行業者に付与するもの）／会社に関する書類（定款、あるいは現在事項全部証明書）／ロゴタイプの画像（ある場合）／INPI への出願料納付証明書。

### 3) INPI による出願公告

出願を終え、方式の先決審査で問題がない場合は、INPI の公報誌で出願が公告され、第三者が異議申立てを行うための期間（公告日から60日以内）が設けられます。

**推定所要期間**：2～3週間（出願から公告まで）。

### 4) 異議申立ての公告

第三者から出願への異議申立てがあった場合、INPI 側は、出願人の通知のためこれを公告します。INPI のサイト上で、異議申立書の内容を確認することができます。出願人が異議申立てへの意見申出をしたい場合は（これは必須ではありません）、異議申立てが公告された日から60日以内に、異議申立て人（異議申立てを提示した個人または企業）の主張に対する反対の意見申出を行うことができます（フローチャート① a）。

**推定所要期間**：出願の公告日～6カ月。

### 5) INPI の査定

異議申立ての提示期限が終了した後、INPI の商標局が審査を行い、出願に関して以下のいずれかの査定を下します。

(a) **登録査定（登録の認容）**：INPI が商標登録を承認したことを意味します。登録手続の完了と商標登録証明書交付のための、60日の料金納付期間が開始します。

(b) **拒絶査定**：何らかの法的禁止事項に該当することから、INPI が商標登録は不可能と判断したことを意味します。拒絶の理由が公告され、この査定を不服として審判請求をするための60日の期間が開始します。

- (c) **一時停止の決定**：類似する、または同一の先行商標出願が存在することから、先行出願の審査を先に行う必要があるとして、INPI が審査を一時停止したことを意味します。従って、INPI の査定は先願に関する査定次第となります。INPI により、関係する先行出願がどれかが示されます。
- (d) **補正命令**：INPI が、出願に関する査定を行うために必要として、より詳細な情報の提供を求めることを意味します。審査継続に必要な情報が何であるかを明確に指定し、出願人が回答するための期間として通常 60 日の期限を設けます。

INPI が査定を示すまでの推定期間：出願後に異議申立てがない場合、INPI は 2 年から 2 年半以内に何らかの査定を行います。何らかの異議申立てがあった場合（その異議申立ての主張が論拠の弱い、または受け入れられないものであっても）、査定までの期間は約 4 年となります。

## 6) INPI の査定後にとる措置

INPI が上記のいずれかの査定を下した後のアクションは、査定の内容によって異なります。

- (a) **登録査定が出た場合...**：出願人が商標登録を希望する場合は、登録査定の公告後 60 日以内に INPI に料金を納付します。料金が納付されたあと、INPI は登録査定を公告して登録証明書を交付し、商標は 10 年間にわたり保護されます。この期限内に料金を納付しなかった場合、その後 30 日の追加期間が発生し、その期間内に納付できます（ただし、料金は上がります）。商標の存続期間（10 年）の終了時には商標の更新が可能です。

**登録付与（商標権の設定）・証明書交付までの推定期間**：料金納付から 1 ヶ月～4 ヶ月。

- (b) **拒絶査定が出た場合...**：INPI の査定が間違いであると出願人が判断する場合は、60 日以内に料金を納付して INPI 長官宛てに拒絶に対する審判請求を行います。INPI は、出願人が審判請求を行ったことを公告します。

**審決までの推定期間**：INPI が審決を出す期限は決まっておらず、通常は審判請求から 4 年から 8 年ほどかかります。ただし、プロセスの IT 化によってこの期間の短縮が見込まれています。

- (c) **審査の一時停止の場合...**：これについては対策の術がありません。手続の一時停止が全く不当なものである場合、出願人は、他の先願の審査を待つ必要なく審査が行われるべきである申し立てることができます。しかし、INPI 側がこの申立てに注意を払うことは少なく、出願人は INPI の審査実施を待つよりほかありません。

**審査継続のための推定期間**：他の先願の審査にかかる時間によって変わり、ケースバイケースです。一般的には、最低でも 2 年かかります。

- (d) **補正命令が出た場合...**：60 日以内に補正命令に応じれば（そのための料金納付が必要です）、通常、INPI は比較的すみやかに審査を再開します。従って、通常は査定の公告までに 2 年から 2 年半かかりますが、補正命令が出る場合は 3 年から 3 年半となります。補正命令に応じない場合、INPI は出願の保管処分を決定します。

## 7) 無効の行政手続

商標権が登録されると、第三者が無効の行政手続を申立てることができる 180 日の期間が開始します。無効の行政手続とは、INPI がその商標は登録されるべきではなかったこと、設定の登録が法律に違反することを主張して、INPI 長官宛に商標登録が無効とするよう求めるものです。その審決には約 2 年から 5 年かかります。

## 8) (商標権の) 商標権の消滅

商標を登録したものの商標権者が適当な理由なく5年間これを使用しない場合、商標は、第三者からの商標権消滅の申立てにより、取消しの対象となります。商標権消滅が請求されたら、商標権者は所定の期限内に、過去5年間に実効的に商標を使用したことを証明しなければなりません。何も証拠が提示されなければ、商標は取り消され、あらゆる第三者が自身の名義で当該商標の登録を出願できるようになります。商標は、登録日から5年が経過すれば、商標権消滅の対象となります。

## 9) 無効確認の訴え

無効の行政手続の提起のための(商標権設定の登録の公告日から)180日の期限終了後は、商標は、連邦裁判所で審理される「無効確認の訴え」の対象となります。この無効確認の訴えの根拠は無効の行政手続のそれと類似し、当該商標は登録されるべきではなかった、当該商標登録は法律に反する、との主張のもと、商標登録の無効を求めます。商標は、商標権の設定の登録が公告された日から5年間、無効確認の訴えの対象となります。5年の経過後、商標は“確立”したとみなされ、無効となりにくい状態になります。

ただし、商標が明らかな悪意により取得された場合、無効の訴えはいつでも提起できると理解されています。例えば、第三者が日本のある有名な商標をブラジルで登録し、日本企業は、その事実を把握していなかったために、当該商標登録から5年の期間内に何の対抗措置もとれませんでした。この場合でも、当該商標が悪意により取得されたものであるならば、当該日本企業は、たとえ5年を経過していたとしても、当該商標登録に疑義を呈することができます。

## 10) 更新

商標権設定の登録の公告日から10年経ったあとは、料金を納付すれば更新が可能です。料金納付の期限は、商標登録有効期間の最終年に始まります。この期限内に納付しなかった場合、より高額料金を追加期限内に納付すれば、商標はまだ更新可能となります。更新すると、さらに10年間の有効期間が与えられます。





#### 4.1 商標の使用開始には、商標登録手続きの完了を待つ必要があるのか？

以上のとおり、ブラジルにおける商標登録には、最短の期間で行われたとしても長期間を要します。従って、出願した企業は、ときには非常に長期間となるこの審査期間が終了しないと商標を使用開始できないのか、という疑問を持つはずですが、

実際には、多くの日本企業が、商標ポートフォリオの管理の一環として、ブラジルに進出、または製品を販売するかなり前から、本社を商標権者としてブラジルで商標登録を出願します。これが可能であれば、長期に及ぶ INPI での手続きによる事業へのマイナスの影響を軽減することができます。

しかし、INPI による取消不能な査定が出るまで商標使用開始を待つ必要はありません。もし待っていたら、ブラジル国内において商業活動を行うことはほぼ不可能でしょう。重要なポイントは、商標を使用、または宣伝する前に、出願を行うことです。これによって、一般の人がその商標を初めて見る際には、登録の優先権はすでに保証されていることになり、あらゆる性質の不正競争や、商標悪用の被害に遭う可能性が低くなります。

単に出願をしたというだけで、商標に関する強力な権利が出願人に認められるわけではありません（出願は拒絶される可能性もあるため）が、未登録商標への保護は存在します。例えば、ある企業が自社のロゴを商標として INPI に登録出願したあと、第三者がこのロゴを使用し始めた場合は、この第三者に通知を出して不正行為を指摘し、ロゴ使用を止めるよう警告することができます。この第三者が競合他社である場合は、不正競争で訴訟を提起することができます。さらに、のちにこのロゴが商標として登録されれば、第三者が商標の不正使用を行った全期間に対する賠償を求めることができます。

従って、ほぼ全てのケースで、登録前に商標を使用するリスクは利益に鑑みて割りに合うという結論に至ります。最も重要なことは、商標の使用および宣伝を開始する前に INPI に出願することです。ある商標は、出願から何年も経てからようやく、何らかの攻撃や異議申立の対象となりにくくなる、すなわち、より“確立”した状態となるのです。晴れて商標登録されたあとでも、登録後 180 日間は「無効の行政手続」の対象となり、この手続の審決には数年がかかる上に、商標が何時でも無効となる深刻なリスクに晒されることになります。また、「無効確認の訴え」を提起するための 5 年間という期間もあるのです。

自社の商標が異議申立などの影響を一切受けなくなるまで長年も待つことのできる企業はごくわずかであり、実際は皆無でしょう。したがって、正式に登録されないうちから商標を使用するに当たりリスクは存在するものの、多くの場合で、企業は登録前からの商標使用を決定する傾向にあります。

#### 4.2 「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」に基づき商標の国際登録を受け、これによりブラジルでの登録を求めることは可能？

残念ながらブラジルは、商標の国際登録制度の規準を定める「マドリッド協定議定書」の締約国ではありません。その理由はいくつかありますが、決定的な要因は、ブラジルでは商標登録まで平均 30 カ月（2 年半）かかるということです。マドリッド協定議定書は、審査完了までの期間を最大 18 カ月と定めており、ブラジルはこの条件を満たせないことで締約国となることができず、現時点では短期間での締約は見込まれていません。

ただ、ブラジル政府は、登録までの審査期間を短縮し、マドリッド制度への参加を目指し INPI の合理化を進めていると説明しています。実際に、INPI は組織の改善を図り、工業所有権の登録プロセスの IT 化、商標審査官の増員などを行っています。しかし、大幅な改善にはまだまだ時間がかかり、いつ完了するか現段階では未定です。

## 5. ブラジルにおける商標登録の費用

本項では、ブラジルにおける商標登録に必要な費用について説明します。

まず、基本的に、業務委託のため契約を結ぶ代行業者や専門の事務所が採用する報酬額次第で、金額は大きく異なります。代行業者や事務所は、役務提供者のサービスの質や能力に見合った、役務実施に相当と判断する金額を提示するため、以下でご説明する金額はあくまで参考額に過ぎません。金額を米ドルで示しているのは、日本企業は本社を商標権者として商標登録を出願することが多く、その場合は支払いはドルで行われるためです。また、通常は出願企業がブラジルに所在するか日本に所在するかで報酬が異なります。また、INPI への手数料は、国内通貨での納付が義務付けられる公定価格であることから、BRL（ブラジルリアル）でその一覧が示されています。従って、この手数料は為替レート変動の影響も受けます。

INPI は定期的に工業所有権登録手続に要する料金を改定し、多くの場合で金額は上がります。この改定はだいたい 1 年毎に行われます。従って、本項の記載額は確実に不定期で変更されるため、INPI が公式発表する料金一覧を常に確認する、またはコストについて代理人に確認する必要があります。

また、出願企業が、ブラジル法で定義されることでの零細・小規模企業、個人零細事業主（自然人）、非営利団体・公的機関その他のカテゴリーに該当する場合には、料金は割引（60% 引）されます。

### 1) 先願調査（予備段階）：

先願調査は INPI のデータベースで無料で行うことができますが、専門の事務所や代行業者に依頼すると、法的観点からの意見書が作成されるため、その分のコストがかかります。さらに、別の方法で、より多様な情報を収集できる有料ソフトウェアの使用が一般的で、これを用いると正確でクオリティの高い先願調査を行うことができます。コストはかかりますが、高額ではありません。先願調査をせずいきなり出願して、事前に容易に想定できた拒絶査定を受けるよりも、事前に登録の可能性を確認するために小額を投資する企業が大半です。INPI のデータベースは無料で利用できますが、技術上の問題が頻繁に発生し、検索機能も良いとは言えないため、やはり、専門家に商標登録の可能性の検証を依頼する方がベターといえます。代行業者によっては、先願調査の報酬は請求せず、その後の出願の報酬額に先願調査分の金額を含めるところもあります。

参考額：平均 30 ～ 300 USD（米ドル）（代行者に支払われる報酬額）。

### 2) 出願（商標登録の申請）：

商標登録の出願においては、出願人はそのための料金を INPI に納付するか、または納付を代行業者に依頼します。最近では大半の事務所や代行業者がオンライン上で出願を行います。そのメリットとしては、実用性（INPI の事務所まで書類を持っていく必要がない）、低コスト（INPI への納付料金が直接書類を出す場合よりも安い、書類の印刷やコピー等が不要）、より迅速に正確な情報で出願公告が行われる、ということが挙げられます。

商標登録において指定したい商品・指定サービスが INPI が規定する指定商品・指定サービスのリストに含まれている場合、料金はより低額の 355 BRL となります。指定したい商品・サービスが INPI のリストに含まれている場合はこのリストの使用が望ましいですが、企業が指定商品・指定サービスを独自の言葉で記載して指定したい場合、料金は 415 BRL となります。指定商品・指定サービスの決定においては、より正確に、かつ自由に指定できることから後者の選択肢が選ばれることが多いです。

ブラジルでは一出願多区分制が採用されていないため、一度の出願で複数の区分を指定することができません。そのため、指定したい商品・サービスの分類が異なる区分である場合には、それぞれ出願する必要があります。そして、料金の納付は、出願一件に対して発生します。つまり、二つの商標の登録出願であれば料金は二倍となり、一つの商標を二つの区分に出願する場合も料金は二倍となります。出願の数が増えればそれだけ料金も高額となります。

参考額：料金：355 BRL (INPI のリストに記載される商品・サービスを指定する場合)、

415 BRL (出願人が独自の言葉で商品・サービスを指定する場合)。

報酬：平均 300 ～ 2000 USD。

### 3) 登録査定→商標権の設定の登録：

登録査定が出たら、登録完了のため新たに料金を納付します。この料金は 10 年間の商標保護と商標登録証明書交付に関するもので、金額は 745 BRL です。専門業者に業務を依頼している場合、請求される報酬額には、有効期間中の商標の状況確認のための報酬が含まれています。このことは、この専門業者（法律事務所あるいはエージェント）が、この 10 年の期間において商標を“監視する”法定代理人となったことを意味します。これによって、第三者が類似・同一の商標の登録の試みる、あるいは、商標権消滅の申立て（ブラジル国内での商標使用の証拠が求められる、あるいは不使用の場合はその正当性の証明が求められるもの）があるなど、当該商標に対して何らかの要求があるときには、この法定代理人から直ちに報告と取るべき措置についての説明を受けることができます。INPI の査定は毎週公報誌上で公開されますので、それを常に確認できる状況が出願人にならない場合、このモニタリングのサービスの契約は有益といえるでしょう。なぜ出願時に支払った料金よりも、この段階の料金の方が高額なのかが企業側で理解されないことが多いため、この点は明確にしておきたいと思います。代行業者によっては、モニタリングの報酬として年間で一括料金を請求するところもありますが、登録手続完了時に一括で請求するところもあります。

参考額：料金：745 BRL。報酬：平均 450 ～ 3000 USD。

### 4) 異議申立て、無効の行政手続、商標権消滅の申立て、拒絶査定に対する審判請求、抗弁全般：

第三者による出願に異議を申し立てる、あるいは出願した商標に対する異議申立てに反論する場合、専門家と契約を結ぶ必要があるでしょう。専門家は、その特定の案件を分析し、第三者の出願への異議申立て、あるいは、企業が登録したい商標の保護を主張するための文書を作成し、第三者の商標が登録されるべきではない、あるいは、企業の商標は登録されるべきとの主張を提示します。これは専門的役務ですので、弁護士、またはこの分野の専門家に依頼することが望ましいでしょう。INPI への料金は、文書の内容（異議申立て、商標権消滅の申立て、無効の行政手続など）によって変わります。

参考額：案件の内容やその複雑性に応じて交渉。

料金：140 BRL (異議申立てに対する抗弁の場合) ～ 475 BRL (拒絶に対する審判請求の場合)。

報酬：平均 200 ～ 2500 USD (依頼する専門業者のサービスの質、案件の内容によって変わります)。

## 5) 更新：

10年の商標保護の有効期間が終了した後も、さらに10年間の保護を希望する場合には、料金を納付する必要があります。代行業者に依頼すると、通常はINPIへの料金以外に、追加の有効期間中の商標のモニタリングに対する報酬が請求されます。

参考額：INPIへの料金：1065BRL。報酬：平均500～3000 USD。

## 6. まとめ

このハンドブックでは、ブラジルにおける商標権保護の概要と注意事項について簡単に説明しました。商標取得の全プロセスを以下にまとめてありますので、チェックリストとしてご活用ください。なお、INPIに対して何らかの申請を行う場合には、必ず料金が発生します。申請事項とその金額は、連邦官報（Diário Oficial da União）上で公表されています。

- 1. ブラジルで使用したい商標を決める。
- 2. ブラジルにおける商標の登録可能性について情報を得るための先願調査。
- 3. 商標登録出願を行うようブラジルの代理人に指示する。代理人への委任状を作成し、代理人に必要書類を送付する。
- 4. 代理人がブラジルで商標登録を出願する。
- 5. INPIが出願を公告する。第三者が異議を申し立てるための60日の期限が開始する。
- 6. 異議申立てが提起された場合、それが公告される。60日以内に抗弁書を提示する（義務ではありませんが、抗弁を行うことが望ましいです）。
- 7. INPIは約2年以内に出願を審査し、査定（登録、拒絶、一時停止、補正命令のいずれか）を下す。
- 7-1. 登録査定が出たら：60日以内に、登録証明書交付、10年間の商標保護への料金をINPIに納付する。
- 7-2. 拒絶査定が出たら：60日以内に、拒絶査定を不服とする審判請求をする（INPIの査定が誤りであると判断する場合）。
- 7-3. 一時停止査定が出たら：引き続きINPIの査定を待つ。査定が出るまでの期間は不定。
- 7-4. 補正命令が出たら：60日以内に補正命令に応じる。応じない場合、出願は保管処分となる。補正命令への対応には、INPIへの料金納付が必要。
- 8. 登録完了（商標権設定の登録の公告）日から5年間、ブラジルで商標を使用する。使用しない場合は、第三者が提示する商標権消滅の申立ての対象となる。
- 9. 10年後：さらなる10年間の商標保護を申請できる。更新の回数に上限はない。更新のための料金は、登録有効期間が終了する日の1年前から納付できる。

## 7. 関連団体のウェブサイト

ブラジルにおける商標登録・保護についてより詳細な情報収集をしたい場合に問い合わせ先となる主要な団体・機関、すでにブラジルに進出している、または進出に関心を持つ日本企業への情報・サポート全般を行う団体のウェブサイトを以下に紹介します。

### INPI (Instituto Nacional da Propriedade Industrial)

ブラジル産業財産庁

[www.inpi.gov.br](http://www.inpi.gov.br)

(ウェブサイトはポルトガル語のみ。英語版はなし)

ブラジルにおける工業所有権についての情報、先願調査など。

### ABPI (Associação Brasileira da Propriedade Intelectual)

ブラジル知的財産協会

[www.abpi.org.br](http://www.abpi.org.br)

(英語版あり。画面右上部の米国旗マークをクリック)

ブラジルの知的所有権部門で活動する企業、事務所、弁護士、代行業者等の団体。

### ABAPI (Associação Brasileira dos Agentes da Propriedade Industrial)

ブラジル工業所有権代行業者協会

<http://www.abapi.org.br/>

(ウェブサイトはポルトガル語のみ。英語版はなし)

ブラジルの工業所有権部門で活動する事務所、弁護士、代行業者の団体。

### Câmara de Comércio e Indústria Japonesa do Brasil

ブラジル日本商工会議所

<http://jp.camaradojapao.org.br/>

(日本語のウェブサイトあり)

ブラジルにおける日系企業向けのサポート、調査、イベント開催、  
ブラジル政府機関等との仲介その他の活動を実施。

### 在ブラジル日本大使館

[http://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(日本語)

外交活動、ブラジルの国情報、経済、その他多岐にわたる情報を提供。

[ 特許庁委託事業 ]

商標登録ハンドブック（ブラジル編）

2017年3月発行

[ 作成協力 ]

二宮正人法律事務所

[ 発行・編集 ]

独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）

サンパウロ事務所

知的財産権部

TEL: +55-11-3141-0788

FAX: +55-11-3253-3351

E-MAIL: SAO\_ipr@jetro.go.jp

本報告書は日本貿易振興機構が2017年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。

